

1 清掃センター搬入ごみ処理手数料

(1) 事業概要

本市では、家庭ごみは各地域にあるごみ集積所の定期収集へ出すほか、直接、清掃センターへ自己搬入することも便宜的に行うことができる。

また、事業者のごみは、一般廃棄物のみ清掃センターへ搬入することができる。

手数料は処理経費がごみ種ごとに異なるため、ごみ種毎に分かれており、単価に重量を乗じた額を徴収している。

重量の算定は 10kg ごとで、一の位は四捨五入、5kg に満たない場合は 10kg として算定している。

< 現行搬入手数料 (10kg ごと) >

ごみ種	手数料額
可燃ごみ	130円
不燃ごみ	160円
プラスチック製容器包装	30円
資源物	30円

※ 資源物とは、紙・缶・ビン・ペットボトル

※ 搬入可能なものは一般廃棄物のみ (産業廃棄物は受け入れ不可)

(2) 手数料経過及び改定案

① 可燃ごみ

可燃ごみの処理手数料は、処理原価に対する負担割合や他市の状況、特に本市に隣接する須坂市、千曲市の状況を参考に見直しをした。

今まで本市と同額であった須坂市が平成 23 年 10 月に 150 円に改定したことから 3 市の中では本市が最低額となる。

手数料の値上げも検討したが、処理原価に対する負担割合がほぼ 80% であることから、現行手数料のまま据え置きとする。

< 搬入手数料改定経過および改定案 >

年	平成 8 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 21 年 (現手数料)	改定案	10kg ごと
						処理原価 負担割合
長野市	40円	60円	90円	130円	改定なし	※164.8円 78.9%

※環境省一般廃棄物会計基準に基づく平成 21,22 年度処理原価の平均値

隣接市搬入手数料

年	平成 8 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 21 年	現手数料	(備考) 計量 単位 10 kg 当 なりに換算
須坂市	70円	70円	80円	130円	150円	
千曲市	不明	不明	※1 20~40円	※2 200円	200円	

※1 軽又は小型貨物自動車 1 台当たり、積載量 500 kg まで 1,000 円~2,001 kg 以上 8,000 円

※2 20 kg までごとに 400 円

【参考：他市の状況】

◇ 中核市（41市）の状況 【H24.5.1 実施アンケート(35市から回答)】

長野市を含めた 36 市の状況（全市で可燃ごみ直接搬入実施）

（計量単位 10kg 当たり単価とした場合）

家庭系（市民）		事業系（事業者）	
無 料	6 市	無 料	1 市
1 円～129 円	2 1 市	1 円～129 円	2 2 市
130 円～189 円	8 市	130 円～216 円	1 2 市
計	※3 5 市	計	※3 5 市

※家庭系（市民）のみが 1 市、事業系（事業者）のみが 1 市のため 35 市

◇ 県内 19 市の状況 【H24.5.1 実施アンケート(18市から回答)】

長野市を含めた 19 市の状況（18 市で可燃ごみ直接搬入実施）

（計量単位 10kg 当たり単価とした場合）

家庭系（市民）		事業系（事業者）	
無 料	4 市	無 料	—
1 円～129 円	4 市	1 円～129 円	4 市
130 円～210 円	9 市	130 円～400 円	1 4 市
計	1 7 市	計	1 8 市

②不燃ごみ

不燃ごみの処理手数料も可燃ごみと同様に、処理原価に対する負担割合や他市の状況、特に本市に隣接する須坂市、千曲市の状況を参考に見直しをした。

須坂市が平成 23 年 10 月に 150 円に改定したことから本市に近い手数料となる。

本市の場合不燃ごみの搬入は家庭系のみであり、又処理原価に対する負担割合がほぼ 50%であることから、現行手数料のまま**据え置きとする。**

<搬入手数料改定経過および改定案>

10kg ごと

年	平成 8 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 21 年 現手数料	改定案	処理原価
						負担割合
長野市	6 0 円	9 0 円	1 2 0 円	1 6 0 円	改定なし	※332.9 円
						48.1%

※環境省一般廃棄物会計基準に基づく平成 21,22 年度処理原価の平均値

隣接市搬入手数料

年	平成 8 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 21 年	現手数料	(備考) 計量
須坂市	6 0 円	6 0 円	8 0 円	1 3 0 円	1 5 0 円	単位 10 kg 当 たりに換算
千曲市	不明	不明	※1 20～40 円	※2 2 0 0 円	2 0 0 円	

※1 軽又は小型貨物自動車 1 台当たり、積載量 500 kg まで 1,000 円～2,001 kg 以上 8,000 円

※2 20 kg まで 400 円、20 kg 超分は 10 kg ごとに 200 円

【参考：他市の状況】

◇ 中核市（41市）の状況 【H24.5.1 実施アンケート(35市から回答)】

長野市を含めた 36 市の状況（全市で不燃ごみ直接搬入実施）

（計量単位 10kg 当たり単価とした場合）

家庭系（市民）	
無 料	6 市
1 円～159 円	2 6 市
160 円～189 円	3 市
その他	※ 1 市
計	3 6 市

※10kg 当たりの比較が困難による。

◇ 県内 19 市の状況 【H24.5.1 実施アンケート(18市から回答)】

長野市を含めた 19 市の状況（14市で不燃ごみ直接搬入実施）

（計量単位 10kg 当たり単価とした場合）

家庭系（市民）	
無 料	2 市
1 円～159 円	7 市
160 円～210 円	5 市
計	1 4 市

③プラスチック製容器包装および資源物

プラスチック製容器包装および資源物も処理原価は他のごみ種同様に掛かっているが、分別を促進し、可燃ごみ、不燃ごみの減量を図るため、据え置きとする。

< 搬入手数料（案）（10kg ごと） >

	改定案	改定率
可燃ごみ	1 3 0 円	改定なし
不燃ごみ	1 6 0 円	
プラスチック製容器包装	3 0 円	
資源物	3 0 円	

< 参考資料 2 >

- ・ 直接搬入ごみ量（一般廃棄物有料分のみ）の推移 【P 1 参照】
- ・ 搬入手数料見直しに伴う処理原価の考え方 【P 3 参照】

2 一時的に多量に排出されるごみ処理手数料

(1) 事業概要

集積所に出すことのできない多量のごみを市民宅に出向き収集している。昭和 50 年頃より市の直営事業として実施しており、年間約 120 件程の利用がある。

(2) 手数料経過及び改定案

- ・処理経費のうち人件費等微増しているが、ごみ処理費が減少しているため総経費でみるとほぼ変動はないことから、据え置きとする。

年 量	平成 8 年	平成 13 年	平成 17 年	平成 21 年 現料金	改定案	処理原価
1 台	14,300 円	19,600 円	21,000 円	24,600 円	改定なし	25,000 円
1/2 台	8,100 円	11,100 円	11,800 円	15,500 円		15,800 円
1/4 台	5,300 円	7,200 円	7,700 円	10,900 円		11,200 円

(3) 額の算定方法

○基本式

$$\text{① 収集運搬費 (収集に係る費用)} + \text{② ごみ処理費 (ごみの量に応じた処理費用)} \\ = \text{一時的に多量に排出されるごみ処理手数料}$$

① 収集運搬費

人件費 + 燃料費 + 車両費 とする。

人件費

$$\text{人件費} = \text{時間単価 (年額給与} \div \text{年時間数)} \times \text{人数} \times \text{時間}$$

正規職員 1 名と嘱託職員 1 名で 1 件のお宅を、1 台分を 4 時間、1/2 台分は 2.5 時間、1/4 台分は 1.75 時間かけて収集する。

※ 正規職員給与は、技能労務職員の平均給与月額を使用

燃料費

$$\text{燃料費} = \text{燃料単価} \times \text{km あたりの使用燃料量 (年間使用燃料量} \\ \div \text{年間走行距離)} \times \text{収集平均走行距離 (20km)}$$

燃料単価 (軽油) は H24.4 月の額を採用し、年間使用燃料量、年間走行距離は、実際使用している車両の実績平均から算出。

収集する平均走行距離は、収集する範囲を本市東西及び南北の広さ約 40km とし、清掃センターはその中心に位置しており、目的地までの距離片道約 10 km、往復 20km とする。

車両費

$$\text{車両費} = \text{車両諸費用（車検等費用 + 減価償却費）} \div \text{年間実施可能回数}$$

実際使用している車両諸費用（車検等費用、減価償却費）で算出。

また、年間実施可能回数は、1日当たり2回（1台分）×勤務日数として算出。

② ごみ処理費

$$\text{処理料金} = 2 \text{ t 車 1 台分当たりの処理料金} \times \text{収集区分（1台, 1/2台, 1/4台）}$$

$$\begin{aligned} 2 \text{ t 車 1 台分当たりの処理料金} = & (\text{可燃ごみ手数料} \times 2 \text{ t 車 1 台分あたりの} \\ & \text{平均重量} \times \text{可燃ごみ割合}) + (\text{不燃ごみ手数料} \times 2 \text{ t 車 1 台分あたりの} \\ & \text{平均重量} \times \text{不燃ごみ割合}) \end{aligned}$$

- ・可燃ごみ、不燃ごみのそれぞれの手数料は、見直し後の清掃センター搬入手数料の基準に合わせる。
- ・2 t 車 1 台分当たりの平均重量は、2 t 車 1 台分の年間平均搬入量 ÷ 年間平均搬入台数とする。（平均重量 = 461.5kg）
- ・可燃ごみ、不燃ごみの割合は、それぞれの年間平均重量から算出。

< 参考資料 2 >

- ・処理原価算出表 【P 4 参照】

3 特定家庭用機器廃棄物処理手数料

(1)事業概要

特定家庭用機器（廃棄に当たりリサイクル料金が掛かる家電）を指定引取場所へ搬送する事業で、市民自ら運搬できない場合は、市民宅に出向いて収集する。

収集運搬費（収集に係る費用）と**搬送費**(清掃センターから家電の指定引取場所へ持込む費用)に分けて算定する。

- ・職員が収集する場合の費用 = **収集運搬費** + **搬送費**
- ・市民が持込む場合の費用 = **搬送費**

(2)手数料経過及び改定案

- ・収集運搬費の人件費見直しに伴う増分の値上げを実施する。
- ・搬送費は据え置きとする。

年 費用	平成 13 年	平成 21 年 現料金	改定案	処理原価
収集運搬費	2,500 円	3,200 円	4,300 円	4,300 円
搬送費	1,000 円/台	1,000 円/台	改定なし	972 円/台

(3)額の算定方法

- ① 収集運搬費（職員が市民宅に出向いて収集する場合の費用）

人件費 + **燃料費** + **車両費** とする。

人件費

$$\text{人件費} = \text{時間単価 (年額給与} \div \text{年時間数)} \times \text{人数} \times \text{時間}$$

正規職員 1 名と嘱託職員 1 名で 1 件当たり 1 時間かけて収集する。

※前回改定時では職員 1 名で積算していたが、実状に合わせ 2 名に見直す。

燃料費

$$\text{燃料費} = \text{燃料単価} \times \text{km 当たりの使用燃料量 (年間使用燃料量} \div \text{年間走行距離)} \times \text{収集平均走行距離 (20km)}$$

燃料単価（ガソリン）は H24.4 月の額を採用し、年間使用燃料量、年間走行距離は、実際使用している車両の実績平均から算出。

収集する平均走行距離は、収集する範囲を本市東西及び南北の広さ約 40km とし、清掃センターはその中心に位置しており、目的地までの距離片道約 10 km、往復 **20km** とした。

車両費

$$\text{車両費} = \text{車両諸費用（車検等費用 + 減価償却費）} \div \text{年間実施可能回数}$$

実際使用している車両諸費用（車検等費用、減価償却費）を年間実施可能回数で割って算出。

また、年間実施可能回数は、1日当たり8回×勤務日として算出。また、車両は、犬・猫等の死体処理手数料の収集運搬車両と共有。

② 搬送費（市民が持込む場合や収集したものを指定引取場所まで搬出する費用）

- ・搬送は、家電の台数がある程度まとまった段階で搬出をしている。
- ・家電1台あたりの搬送費用を算出。

$$\left(\text{人件費} + \text{燃料費} + \text{車両費} \right) \div \text{一回の搬送台数}$$

人件費

$$\text{人件費} = \text{時間単価（年額給与} \div \text{年時間数）} \times \text{人数} \times \text{時間}$$

正規職員1名と嘱託職員1名で1回につき3.5時間かけて搬出する。

燃料費

$$\text{燃料費} = \text{燃料単価} \times \text{km 当たりの使用燃料量（年間使用燃料量} \div \text{年間走行距離）} \times \text{収集平均走行距離（28km）}$$

燃料単価（軽油）はH24.4月の額を採用し、年間使用燃料量、年間走行距離は、実際使用している車両の実績平均から算出。

家電の指定引取場所までの距離は往復約28km（実績平均）とする。

車両費

$$\text{車両費} = \text{年間車両諸費用（車検等費用 + 減価償却費）} \div \text{年間搬送回数} \times \text{年稼働割合}$$

実際使用の車両諸費用（車検等費用、減価償却費）から算出。年間搬送回数と年間の稼働割合は、実績平均による。

一回の搬送台数

$$\text{一回の搬送台数} = \text{年間搬送台数} \div \text{年間搬送回数}$$

年間搬送台数と年間搬送回数は、実績平均による。

<参考資料2>

- ・処理原価算出表 【P5参照】

4 犬、猫等の死体処理手数料

(1)事業概要

清掃センターにあるペット専用の焼却炉で一体ずつ焼却(分離焼却)処理する事業。
 また、市民自ら運搬できない場合は、市民宅に出向いて収集する。
 その他に一般焼却としてごみ焼却炉で他の可燃ごみとともに焼却する方法もある。

(2) 手数料経過及び改定案

① 収集運搬費

・収集運搬費の人件費見直しに伴う増分の値上げを実施する。

年 費用	平成 2 年	平成 8 年	平成 13 年	平成 21 年 現料金	改定案	処理原価
収集運搬費	1,000 円	1,200 円	1,900 円	3,200 円	4,300 円	4,300 円

② 処理費

・処理経費が全体的に上がっているため値上げを実施する。

年 焼却	平成 2 年	平成 8 年	平成 21 年 現料金		改定案	処理原価
分離焼却	4,000 円	5,300 円	5 kg 未満	5,500 円	7,500 円	7,500 円
			5 kg 以上 15kg 未満	7,200 円	10,200 円	10,200 円
			15kg 以上	8,800 円	12,200 円	12,200 円
一般焼却	400 円	500 円	500 円		改定なし	—

(3) 額の算定方法

①収集運搬費（職員が市民宅に出向いて収集する場合の費用）

人件費 + **燃料費** + **車両費** とする。

人件費

$$\text{人件費} = \text{時間単価 (年額給与} \div \text{年時間数)} \times \text{人数} \times \text{時間}$$

正規職員 1 名と嘱託職員 1 名で 1 件当たり 1 時間かけて収集する。

※前回改定時では職員 1 名で積算していたが、実状に合わせ 2 名に見直す。

燃料費

$$\text{燃料費} = \text{燃料単価} \times \text{km 当たりの使用燃料量 (年間使用燃料量} \div \text{年間走行距離)} \times \text{収集平均走行距離 (20km)}$$

燃料単価（ガソリン）、年間使用燃料量、年間走行距離は、実際使用している車両の実績平均から算出。収集する平均走行距離は、収集する範囲を本市東西及び南北の広さ約 40km とし、清掃センターはその中心に位置しており、目的地までの距離片道約 10 km、往復 20km とした。

車両費

$$\text{車両費} = \text{車両諸費用（車検等費用 + 減価償却費）} \div \text{年間実施可能回数}$$

実際使用している車両諸費用（車検等費用、減価償却費）を年間実施可能回数で割って算出。

また、年間実施可能回数は、1 日あたり 8 回×勤務日として算出。また、車両は、特定家庭用機器廃棄物処理手数料の収集運搬車両と共有。

② 処理費

ア 分離焼却の費用

人件費 + 燃料費 + 炉管理費 とする。

人件費

$$\text{人件費} = \text{時間単価（年額給与} \div \text{年時間数）} \times \text{人数} \times \text{時間}$$

正規職員 1 名で 1 回当たり 5 kg 未満 60 分、5 kg 以上 15kg 未満 80 分、15kg 以上 100 分かけて焼却業務を行う。

燃料費

$$\text{燃料費} = \text{燃料単価} \times \text{時間あたり使用燃料量} \times \text{燃焼時間}$$

- ・燃料単価(灯油)は H24.4 月の額を採用し、時間当たり使用燃料量、燃焼時間は実績平均により算出。
- ・燃焼時間は、5 kg 未満 20 分、5 kg 以上 15kg 未満 40 分、15kg 以上 60 分とする。

炉管理費

$$\text{炉管理費} = \text{炉諸費用} \div \text{専用炉年使用回数}$$

専用炉の諸費用を炉の年間使用回数（年平均処理回数）で割り、1 回当たりの炉管理費を算出。

イ 一般焼却の費用

現状維持の 500 円とする。

【参考：他市の状況】

- ◇ 中核市（41市）の状況 【H24.5.1 実施アンケート(35市から回答)】
 長野市を含めた 36 市の状況（33市で焼却実施）

【犬、猫等の焼却処理方法】

ごみ処理施設内 個別焼却	6市
ごみ処理施設内 混合焼却	19市
（上記の内、混合焼却のみ）	（16市）
斎場での処理	8市
その他	3市

- 個別焼却・・・専用焼却炉による個別焼却
 混合焼却・・・可燃物焼却炉での焼却
 その他・・・民間処理業者へ委託している市

- ◇ 県内 19 市の状況 【H24.5.1 実施アンケート(18市から回答)】
 長野市を含めた 19 市の状況（16市で焼却実施）

【犬、猫等の焼却処理方法】

ごみ処理施設内 個別焼却	1市
ごみ処理施設内 混合焼却	12市
（上記の内、混合焼却のみ）	（9市）
斎場での処理	5市
その他	1市

- 個別焼却・・・専用焼却炉による個別焼却
 混合焼却・・・可燃物焼却炉での焼却
 その他・・・民間処理業者へ委託している市

<参考資料 2 >

- ・処理原価算出表 【P 6 参照】
- ・長野市内及び近郊の愛玩動物（ペット）焼却施設について 【P 7 参照】